

長十六年十二月晦日、平岩主計頭親吉卒せり、翌年正月神君尾州へ御登りありて、故親吉の舊臣等六隊を源敬公直〇義に屬し奉るべき由を命せらる。夫より平岩衆と號し、成瀬隼人正正成是が命をなせり、元和二年正成をして犬山の城主に命じ給ひし時、平岩衆の内を以て與力に屬し給ふ、同三年平岩衆中根茂吉を渡邊半藏守總に附し、天野伊豆守重次を組頭に命じ給へり、重次も平岩宮内なり成瀬渡邊兩氏の與力、元來一列の士なりしゆゑ、兩家の與力並び次で、御禮を爲べき旨、仰に依りてなりとかや、

〔南龍公言行録上〕一或時御病氣にて、年頭之御禮を一度に御請難被成、長袴は元日、半袴は二日に御請可然と年寄中被申上候ニ付、賴宣君被仰候は、侍に上下之差別不可致、長袴半袴共に元日に仕爲致、壹人々々の禮を請候事、病後成難く、總禮にうけ候と、諸士中に申聞候得と御掟にて、元日に残らず出仕せしに、すなはち御出有之、中之間より表まで御廻り、禮を御請被成候ゆゑ、半袴の輩難有がりけるとぞ、

〔甲子夜話十七〕上杉家年始祝膳ニ、大根漬ヲ大ク一切ニシテ設ルヲ、重キ祝トスルコトノ由、コレ音通ニテ人切ノ香物ト云トゾ、一年庖丁ノ小吏誤リテ取落シテ膳ヲ進メシカバ、速ニ有司其罪ヲ論ゼリ、時ハ鷹山ノ代中ナリシガ、其コトヨシトモアシ、トモ挨拶ナク、傍ノ硯引寄テ、

治れる御代のためしにかうの物ひときさへもわすられにけり、ト書テ有司ニ授ラレ、目出タシト云ナガラ、奥ニ入ラレシトゾ、

〔雜話筆記二〕和州高取ノ城ニハ、古來ヨリノ例ニテ、毎年正月ノ禮物ニ、城下ノ町人ヲ始メ、各々手比ノ一人持ノ石一ツ宛ヲ持テ、城へ禮スルト云ヘリ、高取ハ至テ高キ山城ナリ、山城ヲ敵ノ攻ルニ、石ヲ投ルニ、如クコトナシ、

〔明君遺事〕從四位下侍從土佐守豐常君〇中、江戸にて御在府の毎年正月四日、御家御出入の町人